

広島県告示第五百六十二号

令和四年六月二十日付け広島県報（定期）第四十八号に登載の広島県告示第四百九十三号（宅地建物取引業法の規定による聴聞）を取り消す。

令和四年七月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦